

# 第1回規制改革会議

## 議事次第

平成25年1月24日(木) 9時10分~10時10分  
総理大臣官邸4階大会議室

(開会)

1. 議長互選、議長代理指名
2. 内閣総理大臣より諮問
3. 今後の審議に向けて

(閉会)

(資料)

資料1 内閣総理大臣から規制改革会議への諮問文

資料2 規制改革会議運営規則(案)

参考1 規制改革会議委員名簿

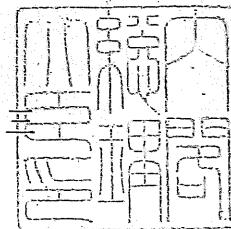
参考2 内閣府本府組織令(平成12年政令245号)(抄)

参考3 規制改革会議令(平成25年政令7号)

府政経シ第26号  
平成25年1月24日

規制改革会議議長 殿

内閣総理大臣 安倍晋



内閣府本府組織令（平成12年政令第245号）第31条第2項第1号の規定に基づき、次のとおり諮問する。

### 諮問

潜在需要を顕在化させることによる経済活動の支援、日本経済の再生に資する各種規制の見直し等、経済社会の構造改革を進める上で必要な規制の在り方に関する基本的事項について、貴会議の総合的な調査審議を求める。

## 規制改革会議運営規則（案）

規制改革会議令（平成25年政令第7号）第7条の規定に基づき、規制改革会議運営規則を次のように定める。

平成25年1月24日

規制改革会議議長

### （会議の招集）

第1条 会議は、議長が招集する。

### （公表等）

第2条 会議終了後、議長又は議長の指名する者が、必要に応じて記者会見を行い、議事内容を説明することとする。

2 議長は、会議終了後速やかに議事概要を作成し、公表するものとする。

3 議長は、当該会議の議事録を作成し、一定の期間を経過した後にこれを公表する。

4 議長は、会議終了後速やかに会議の資料を公表する。

5 議長は、前二項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合においては、議事録を会議の決定を経て非公表とし、又は会議の資料を非公表とすることができる。

一 率直な意見交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあると認められる場合

二 不當に国民の間に混乱を生じさせるおそれがあると認められる場合

三 その他中立な審議に著しい支障を及ぼすおそれがある等相当の理由があると認められる場合

6 第1項から第4項までに規定する記者会見の内容、議事概要、議事録及び資料については、コンピュータネットワークにより広く国民が入手可能とするよう配慮するものとする。

### （意見の陳述等）

第3条 議長は、専門委員その他必要と認める者に対して、会議への出席を求め、その説明又は意見の陳述を求めることができる。

### （書面による議事）

第4条 議長は、やむを得ない事由により会議を開く余裕のない場合においては、事案の概要を記載した書面を委員に送付し、その意見を徴し又は賛否を問い合わせ、その結果をもって会議の議決に代えることができる。

### （その他）

第5条 この規則に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、議長が会議に諮って決める。

### 附 則

この規則は、平成25年1月24日から施行する。

## 規制改革会議委員名簿

<五十音順、敬称略>

安 忂 潤 司	中央大学法科大学院教授
浦 野 光 人	株式会社ニチレイ代表取締役会長
大 崎 貞 和	株式会社野村総合研究所主席研究員
大 田 弘 子	政策研究大学院大学教授
岡 素 之	住友商事株式会社相談役
翁 百 合	株式会社日本総合研究所理事
金 丸 恭 文	フューチャーアーキテクト株式会社 代表取締役会長兼社長
佐久間 総一郎	新日鐵住金株式会社常務取締役
佐々木 かをり	株式会社イー・ウーマン代表取締役社長
滝 久 雄	株式会社ぐるなび代表取締役会長
鶴 光太郎	慶應義塾大学大学院商学研究科教授
長谷川 幸 洋	東京新聞・中日新聞論説副主幹
林 いづみ	永代総合法律事務所弁護士
松 村 敏 弘	東京大学社会科学研究所教授
森 下 竜 一	アンジェスMG株式会社取締役 大阪大学大学院医学系研究科教授

## 内閣府本府組織令（平成12年政令第245号）（抄）

最終改正：平成25年1月18日政令第6号

### （規制改革会議）

第三十一条 法律の規定により置かれる審議会等のほか、本府に、規制改革会議を置く。

2 規制改革会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 経済に関する基本的かつ重要な政策に関する施策を推進する観点から、内閣総理大臣の諮問に応じ、経済社会の構造改革を進める上で必要な規制の在り方の改革に関する基本的事項を総合的に調査審議すること。

二 前項の諮問に関連する事項に関し、内閣総理大臣に意見を述べること。

3 前項に定めるもののほか、規制改革会議に関し必要な事項については、規制改革会議令（平成二十五年政令第七号）の定めるところによる。

### 附 則

#### （規制改革会議の設置期間の特例）

第十一条 規制改革会議は、平成二十八年三月三十一日まで置かれるものとする。

## 規制改革会議令（平成25年政令第7号）

内閣は、内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第三十七条第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

### （組織）

第一条 規制改革会議（以下「会議」という。）は、委員十五人以内で組織する。

2 会議に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員を置くことができる。

### （委員及び専門委員の任命等）

第二条 委員は、優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する。

2 専門委員は、当該専門の事項に関し学識経験のある者のうちから、内閣総理大臣が任命する。

3 専門委員は、その者の任命に係る当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

4 委員及び専門委員は、非常勤とする。

### （議長）

第三条 会議に、議長を置き、委員の互選により選任する。

2 議長は、会務を総理し、会議を代表する。

3 議長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

### （議事）

第四条 会議は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

2 会議の議事は、委員で会議に出席したものの過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

### （資料の提出等の要求）

第五条 会議は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、資料の提出、意見の陳述、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 内閣総理大臣は、会議からその所掌事務を遂行するため必要があるとして申出があったときは、関係行政機関の長に対し、会議への資料の提出、意見の陳述、説明その他必要な協力をすべきことを求めることができる。

### （庶務）

第六条 会議の庶務は、内閣府本府に置かれる政策統括官が処理する。

### （会議の運営）

第七条 この政令に定めるもののほか、議事の手続その他会議の運営に関し必要な事項は、議長が会議に諮って定める。

### 附 則

この政令は、公布の日から施行する。